

関西国際空港及び神戸空港の飛行経路に係る淡路地域協議会 設置要綱

(目的・事務)

第1条 淡路地域において、関西国際空港及び神戸空港が環境面で地域と共生していく観点から、関西国際空港及び神戸空港の飛行経路に係る淡路地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関西国際空港及び神戸空港の飛行経路に係る課題について協議・調整を行う。

(組織)

第2条 協議会は、淡路地域自治体、国土交通省、新関西国際空港株式会社、関西エアポート株式会社、関西エアポート神戸株式会社、神戸市及び兵庫県から、別表1に掲げる役職にある者をもって構成する。

- 2 前項の構成員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合、代理人を指名して出席させることができる。
- 3 協議会には、必要に応じて、国土交通省航空局航空ネットワーク部長又は近畿圏・中部圏空港課長等が参画する。

(座長)

第3条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、兵庫県知事をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議は座長が招集する。ただし、災害その他やむを得ない事由により、協議会を招集することが困難であると認められる場合には、座長は書面又はオンラインにより協議会を開催することができる。

- 2 座長が必要と認めたときは、関係者又は学識経験者の意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に、その事務を整理・検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、淡路地域自治体、国土交通省、新関西国際空港株式会社、関西エアポート株式会社、関西エアポート神戸株式会社、神戸市及び兵庫県から、別表2に掲げる役職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事会長を置く。
- 4 幹事会長は、兵庫県土木部空港政策課長をもって充てる。
- 5 幹事会長及び幹事会の会議については、第3条第3項及び第4条の規定を準用する。

(作業部会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会に属すべき構成員は、協議会の議を経て、座長が指名する。
- 3 作業部会に、作業部会長を置く。
- 4 作業部会長は、作業部会に属する構成員のうちから、座長が指名する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、兵庫県土木部空港政策課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度協議のうえ、これを定める。

附則 この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

別表1（協議会）

洲本市	市長
南あわじ市	市長
淡路市	市長
国土交通省	大阪航空局長 関西国際空港長
新関西国際空港株式会社	代表取締役社長
関西エアポート株式会社	代表取締役社長
関西エアポート神戸株式会社	代表取締役社長
神戸市	市長
兵庫県	知事 淡路県民局長

別表2（幹事会）

洲本市	企画情報部長
南あわじ市	総務企画部部付部長（企画担当）
淡路市	企画情報部部付部長
淡路島市長会	事務局長
国土交通省	大阪航空局空港部空港経営改革調整室長 大阪航空局保安部管制課長 大阪航空局関西空港事務所総務課長 大阪航空局関西空港事務所先任航空管制官
新関西国際空港株式会社	企画課長
関西エアポート株式会社	涉外本部地域環境部長
関西エアポート神戸株式会社	神戸空港本部神戸統括部長
神戸市	港湾局空港調整課長
兵庫県	環境部 水大気課長 土木部 空港政策課長 淡路県民局 総務企画室長 淡路県民局 県民運動室 環境参事